

令和 5 年度 第 3 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 5 年 6 月 2 6 日

令和５年度 第３回定例総会議事録

１．日 時 令和５年６月２６日 午後１時３０分

２．場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

３．出席者

○農業委員 （２４名）

（柏原地域）	１番 古倉 一郎	２番 矢本 規夫	
（氷上地域）	３番 芦田 義彦	４番 足立 正典	５番 金子 隆司
	６番 徳田 義信	７番 山本 浩子	８番 足立 康裕
（青垣地域）	９番 足立 篤夫	１０番 足立 俊哉	１１番 足立 信昭
（春日地域）	１２番 臼井 光茂	１３番 荻野 隆太郎	１４番 近藤 眞治
	１５番 田川 良一	１６番 婦木 克則	
（山南地域）	１７番 岸本 好量	１８番 田中 耕作	１９番 野垣 克己
	２０番 和田 憲治		
（市島地域）	２１番 荒木 嘉信	２２番 杉山 重利	２３番 高見 由行
	２４番 橋本 慎司		

○事務局 （３名）

４．議事

- 議案第 １ 号 農地法第３条の規定による許可の取消願について
- 議案第 ２ 号 農地法第３条の規定による許可申請承認について
- 議案第 ３ 号 農地法第４条の規定による許可申請承認について
- 議案第 ４ 号 農地法第５条の規定による許可申請承認について
- 議案第 ５ 号 農地転用許可条件の変更申請承認について（第５条）
- 議案第 ６ 号 非農地証明願承認について
- 議案第 ７ 号 農用地利用集積計画の決定について（別冊）
- 議案第 ８ 号 丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について（別冊）
- 議案第 ９ 号 丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部改正について（別冊）
- 議案第 １０ 号 丹波市農業委員会総会会議規則の一部改正について（別冊）
- 議案第 １１ 号 丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員要綱の一部改正について（別冊）
- 議案第 １２ 号 丹波市農業委員会公印に関する規程の一部改正について（別冊）
- 議案第 １３ 号 丹波市農地関係事務処理要領の一部改正について（別冊）
- 議案第 １４ 号 農地法第３条の規定に係る審査等に関する丹波市農業委員会処理要綱の一部改正について（別冊）
- 報告第 １ 号 農地の一時利用届について
- 報告第 ２ 号 農地の形状変更届について
- 報告第 ３ 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第3回定例総会を開催いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の定例総会は、在任委員24名、全員出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号13番の荻野隆太郎委員、議席番号14番の近藤眞治委員、両委員、よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 許可取消願 番号1番、番号2番 ～

～ 議案第2号 所有権移転 番号3番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番、議案第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号1番については、議案第2号の番号3番と併議とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番について、議席番号○番の○○が説明をいたします。

当初、1人で譲り受ける予定で4月に許可をいただいたところですが、今後の農地の維持管理について家族で話し合いをされたところ、共有名義にして、維持管理をしていくということになったそうです。

続きまして、併議となっております議案第2号の番号3番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号3番は、番号1番で許可の取消願を出しておりまして、農地を無償で譲り受け、家族4人の共有名義にして、経営をしたいというもので、3ページに図面を示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、誓約書につきましては、譲受人の所有する農地に未申請の施設があったので、8月には非農地証明願を提出するというものです。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番及び議案第2号の番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番につきまして、許可の取消願を認めた上で、議案第2号の番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番につきまして取り消しをした上で、議案第2号の番号3番については、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号2番について、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、議案書に記載のとおり売買が不成立となったためです。

以上です。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、取消願について、取り消すという形でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、取消願を認めることといたします。

～ 議案第2号 所有権移転 番号1番、番号2番、番号4番～番号20番 ～

～ 議案第4号 番号4番 ～

～ 報告第2号 番号4番 ～

～ 報告第3号 番号2番、番号4番 ～

○議長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番、番号2番、番号4番～番号8番、報告第3号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会の確認報告ですが、番号1番と番号2番は同一申請のため、併議とさせていただきます。

それでは、番号1番、番号2番、番号4番、番号5番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番、番号2番を併議ということでございますので、議席番号〇番の〇〇が、一括

して報告させていただきます。

番号1番、番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。
図面は11ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番、番号5番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、12ページに図面を示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号5番を議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、13ページに図面を示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この件につきまして、譲受人が先月に春日地域の農地を利用権設定されておりましたので、その農地の管理状況を確認していただいたところ、管理はきちんとされているということでした。

以上でございます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号６番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

（該当委員退席）

○議長 それでは番号６番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は１４、１５、１６、１７ページに示しております。

譲受人が借り受け、耕作していた農地を、譲り受けて、耕作していくというものでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号６番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 番号７番及び報告第３号の番号２番、並びに番号８番について氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号７番、番号８番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号７番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は１８、１９、２０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

申請地の１筆に農業用倉庫が建っており、同時に２アール未満の届も出ております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号８番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号 8 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 19 ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 7 番及び報告第 3 号の番号 2 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 番号 2 番の始末書の内容について、報告をお願いします。

○委員 (始末書朗読)

○議長 番号 7 番及び報告第 3 号の番号 2 番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 7 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 7 番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第 3 号の番号 2 番について、ご承知おきください。

番号 8 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 号、番号 9 番、議案第 4 号、番号 4 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号 9 番と、議案第 4 号の番号 4 番については、進入路等の関係で、併議とさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 9 番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号 9 番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は 21 ページに付けています。

地域委員会といたしましては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第 4 号の番号 4 番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号 4 番は、売買により一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は 21 ページに付けております。

農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接し、かつ農地の集団規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断をいたしました。

隣接所有者、地元等の同意も取られており、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番及び議案第4号の番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番については許可し、議案第4号の番号4番については、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番については許可すること、議案第4号の番号4番については、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号10番～番号13番、報告第2号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号10番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、農地を売買によって取得し、新たに農業を始めたいというもので、図面は22ページに示しております。

申請者が、図面の拠点となっているところの空き家を購入し、隣接する農地で農業を始めようとするものです。道路と申請地の間にある土地は宅地となっており、今回合わせて購入されることから、農地への進入は問題ないと考えます。

売買契約書も確認しております。

また、新規就農のため、自治会とのマッチングもしていただきました。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番につきましては、農地を売買によって取得し、新たに農業をしたいというものでございます。図面は23ページに示しております。

この方は、この家を拠点とするということで、契約書も確認しております。土日になったらここを拠点にして、隣接する農地を果樹の栽培として利用したいということでございます。現地は、現在は既に柿などが植わっており、それをそのまま作りたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１２番及び報告第２号の番号４番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

やや地図上錯綜しておりますので、まずはお示ししております２４ページの地図を御覧ください。

中央に左右に走っております水路、農道がありまして、その上に左側、いびつな形ですが、田んぼが２枚ある。この２枚について、番号１２番の譲受人が取得し、報告第２号の番号４番で、取得済みの右側の三角地と共に、かさ上げしたいということです。

それに伴って、既に許可を受けております、この図面から見ますと帯のような細い部分、これについては、許可済みの隣接地の法面になっておりますので、今回取得すると、この部分が同一所有者となり、法面の部分についても、同じ高さにしたいということで、形状変更が出ております。

これが番号１２番と、報告第２号の番号４番が関連になります。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

先ほどの２４ページの地図を御覧ください。先ほどの農道から下に、下向きの付箋のような形の土地がございます。これについて、譲受人が売買により取得したいということでございますが、先ほど番号１２番で御説明いたしました譲渡人が、その代替地として、この土地について取得するという事になってございますので、このように売買により取得することになります。地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１２番及び報告第２号の番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 2 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 2 番は、許可すべきものと決定いたします。報告第 2 号の番号 4 番について、御承知おきください。

番号 1 3 番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 3 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 3 番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 号、番号 1 4 番、番号 1 5 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会からの確認報告ですが、番号 1 4 番については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号 1 4 番について、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 4 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 4 番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものであります。地図は 2 5 ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 4 番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 4 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 4 番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号 1 5 番について、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 5 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は２６ページに付けております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号１６番～番号２０番、報告第３号、番号４番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１６番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２７ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１７番、番号１８番、番号１９番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は２８ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人は、現在この申請地を、利用権設定により耕作しております。

番号１８番も、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は２９ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお申請地の北側が空き家になっており、譲受人はその家も購入し、居住する予定です。

番号１９番も、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３０ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人は、申請地の南側の家に居住しておられます。

よろしくお願いします。

○委員 番号２０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、31ページに地図を付けています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていると確認しております。

譲受人は、定年後ここに永住されますが、現時点では丹波市の近くに転勤を希望されており、既に拠点としての住宅は確保されております。当面は市外在住の親が、農地を管理されます。

当該地は全て果樹が栽培されており、管理は草刈り等で十分できると考えております。手に余ることにつきましては、作業委託をされる予定でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

関連の報告第3号の番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、3条申請にあたり、当該農地に未申請の農業用倉庫、47平米の建築をしており、今後引き続き農業用倉庫として利用するための申請で、図面は31ページに示しています。

なお、始末書も提出されています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番及び報告第3号の番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第3号の番号4番について、御承知おきください。

～ 議案第3号 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

今回の申請は、新規就農の方で、夫婦でこの近辺に住んでおられ、既に野菜の栽培も開始しておられます。今回は、平飼いの鶏舎及び育苗ハウス、露天資材置場、露天農機具置場を建設するための申請です。

農地区分は、農振農用地となっております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと教えていただきたいんですが、鶏舎の場合は、悪臭とか、そういうのもないと思うんですが、隣接の同意はされてるのかどうか、その辺をお聞きしたいです。

○委員 1つは、先ほども申しましたが、今回は平飼い鶏舎ということで、あまり悪臭の問題はないであろうと思います。それからその許可を出してる自治会内の住宅地がちょっと離れたところにありまして、そういったことの事情もありまして、今回の同意が取れたということです。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

今後いろいろなトラブルがないようにお願いします。

○委員 一応、私が親方になってまして、相談に来られたりしてますので。

○議長 ありがとうございます。

～ 議案第4号 所有権移転 番号1番～番号3番、番号5番～番号9番 ～

～ 議案第4号 使用貸借権設定 番号1番、番号2番 ～

○議長 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、売買により一般住宅を建築するための申請です。図面は、38ページに示しています。

申請地の農地区分は、500メートル以内に、教育施設と医療施設があり、申請地の沿道には、上下水管が埋設されているため、第3種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号2番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、売買により太陽光発電設備を設置する申請です。図面は、11ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でありますので、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、売買により露天駐車場と貸露天資材置場として利用する申請です。申請地に住宅を建てる予定でしたが、山側で日当たりが悪いため、義理の父の宅地に住宅を建てることに変更され、三世代が同一の敷地に住むことになり、家族7人分の駐車場が必要になりました。また一部は、貸露天資材置場として、〇〇に貸し出すというもので、賃貸借契約書も添付されております。図面は39、40ページに示しています。

農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

隣接する現在の太陽光発電とは、全く別の事業ですか。

○委員 はい、違います。

○議長 全く違うということ。

○委員 はい。この斜線のところは、ここも遊休農地で、長い間私どももいろいろと対応してたんですけど、今回こういうことになりました。

○議長 番号2番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を設置しようとする申請です。図面は41ページに示しています。

周辺は、県道と河川、さらに農道に囲まれ、隣接している農地はありません。

農地区分は、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であり、農業公共投資等の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と考えます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、売買により、進入路の整備をするための申請です。図面は、42ページに示しています。

申請地の農地区分は、農振農用地です。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

42ページの地図を見ていただきまして、農業用倉庫がありますけど、県道と農道が交差する三角のところにありまして、南側の農道からこの倉庫へ入るための進入路を設置されます。

よろしくお願いします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は43ページに示しております。

申請者は、申請地の南側に住宅があります。

申請地の農地区分は、街区の面積が1,942平米で、宅地の面積が1,522平米です。街区の面積に占める宅地の割合が78.4パーセントであり、40パーセントを超えていますので、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号8番は、売買により一般住宅、露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するための申請です。図面は44、45ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積が4,245平米で、宅地の面積が2,604平米です。街区の面積に占める宅地の割合が61.3パーセントであり、40パーセントを超えています

ので、第3種農地と判断されます。

敷地面積は729平米ですが、うち一般住宅、露天駐車場の面積は550平米、貸露天資材置場は、179平米です。

貸露天資材置場につきましては、申請人の兄が〇〇であり、市内に住んでおられますが、当方面の現場があるため、仕事の利便性から資材置場が必要となり、申請地を借りられます。賃貸借契約もされております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 確認ですけども、農振農用地に進入路をする場合、農業用施設ということですね。

○委員 そうそう。

○委員 結構です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 9 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 9 番は、売買により一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は 4 6 ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 4 0 パーセントを超えており、第 3 種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われします。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 9 番について、質問、意見等はございせんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございせんので、番号 9 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、使用貸借権設定、番号 1 番、番号 2 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番、番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、借受人が作業場、露天駐車場、露天資材置場として使用します。申請者間で使用貸借権を設定し、利用する申請です。図面は、4 8 ページに示しております。

申請地の農地区分は、概ね 3 0 0 メートル以内に〇〇（公共施設）が存在するため、第 3 種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われします。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

これには、始末書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番は、借受人が一般住宅、露天駐車場とするため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。

借受人は、会社員となっておりますが、お父さんの自営業をお手伝いもされております。図面は 4 8、4 9 ページに示しております。

申請地の農地区分は、概ね 3 0 0 メートル以内に〇〇（公共施設）が存在するため、第 3 種

農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

これには、経過書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 番号1番 ～

○議長 議案第5号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地転用許可条件の変更承認申請です。

今回の申請は、平成28年10月28日付けで、転用許可がされた土地で、図面は52ページに示しております。

当初は、賃貸借権設定及びパネル枚数324枚で計画されていましたが、地上権設定及びパネル枚数160枚と計画変更されます。

パネルの枚数が減っております。図面52ページを見ていただいたら分かるんですけども、申請地の横のほうに、分譲地があります。本件の許可後ですが、太陽光発電設備が設置されることを知らなかったというような意見があり、自治会ともいろいろ話し合いをされまして、緑地帯を設けるということになりまして、図面も添付されております。これによって、パネルの枚数が減ったということでございます。

申請地の農地区分は、第１種、第２種、第３種のいずれにも該当しない農地であり、農業公共投資等の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地に該当すると思われます。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 緑地帯を作るという話は珍しいですけども、どの部分に緑地帯を作られるのでしょうか。

○委員 南のほうです。

○委員 南のほうに。

○委員 はい。南のほうです。

○委員 住宅には影響しないほうで。

○委員 影響しないほうです。

○委員 意味がないやん。

○議長 南側のほうに緑地帯が設置されるということですね。

○委員 そうということです。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第５号、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番につきまして、農地の転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

それでは、一旦休憩に入ります。

（休憩）

（再開）

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第６号 番号１番～番号１０番 ～

○議長 議案第６号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第６号、番号１番、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は56ページに示しています。

6月14日に現地を確認したところ、現地は車庫への進入路と露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は57ページに示しています。

6月14日に現地を確認したところ、現地は住宅になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段の影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、番号3番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は52ページに示しております。

6月13日に確認したところ、現地は工場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号４番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号４番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５８ページに示しております。

６月１３日に確認したところ、現地は物置、鶏舎、住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

○委員 番号５番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号５番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は２０ページに示しています。

６月１３日に確認したところ、現地は住宅、物置、進入路、竹藪となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、４０５番２、４０７番は昭和４３年頃から、４７６番１は平成１１年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号６番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号６番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は２０ページに示しています。

６月１３日に確認したところ、現地は作業場、住宅、庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会からの確認報告ですが、まず番号7番のみ、確認報告をお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しております。

6月13日に現地を確認したところ、現地は住居への進入路となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号8番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、

退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しております。

6月13日に現地を確認したところ、現地は住宅、物置となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和23年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会からの確認報告ですが、番号9番も、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しております。

6月12日に確認をしたところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和58年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号９番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第６号、番号１０番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１０番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６２ページに示しております。

６月１２日に確認したところ、現地の大半は畦畔になっており、農地であったところは農業用倉庫になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第７号 ～

○議長 議案第７号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第７号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から順番に確認報告をお願いします。

○委員 番号１番から番号４番まで、６月１４日の柏原地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○委員 番号６番から番号３４番まで、６月１３日の氷上地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

ん。

この中で、一人の方がたくさん出ておりますけれども、以前、作業を請け負っておられた方が廃業されまして、その受け皿として、この方に受けていただいたということで、たくさんになっております。きちっと水稻も植えられて、管理もされておりますので、問題はないかと思えます。

○議長 すいません。番号6番からと報告いただきましたが、番号5番についても、氷上の案件になると思いますが、確認をいただいてよろしいですか。

○委員 番号5番につきましては、耕作者が柏原なので。

○議長 農地の所在でいきますので、番号5番については氷上地域の案件になります。

○委員 すいません。修正をいたします。番号5番から番号34番まで、6月13日の氷上地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

すみませんでした。

○委員 番号35番から番号45番まで、6月13日の青垣地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

よろしくお願いします。

○委員 番号46番から番号53番まで、6月14日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号49番、番号50番、番号51番、こちら現地は春日地域なんですが、借りる方の住所が山南地域です。この3つの土地に、3つの案件それぞれビニールハウスが建っておりまして、トマト栽培をされていた方ができなくなって、トマト栽培を継続してこの方がやっているということで、引き受けられたというふうに聞いております。

以上です。

○委員 今、言われました番号49番、番号50番、番号51番は、十分気をつけておいていただきたい。注意していただきたいと思えます。

○委員 了解です。

○議長 すいません。続きまして、山南地域、市島地域について、確認報告をお願いします。

○委員 番号54番から番号61番まで、6月12日の山南地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号62番から番号74番まで、6月12日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

補足としまして、番号 73 番でございますけれども、この方の妹さんが近くに住まわれまして、ブドウ栽培を共同でされるということでございます。

以上でございます。

○議長 各地域からの確認報告が終わりました。

丹波市内における農用地利用集積計画の決定について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号 57 番と番号 58 番、両方とも野菜で、新規の賃貸借権設定で出てるんですが、賃料としては、随分開きがあるんですけど、何か理由があるのか説明いただけますか。

○議長 山南地域委員会。

○委員 これ両方ともベビーリーフでして。

○議長 すいません。事務局で把握しておりますので、お願いしたいと思います。

○事務局 事務局でございます。

先ほどの地域委員会のほうから確認報告がありましたとおり、番号 57 番、番号 58 番、作物はベビーリーフということで間違いはございません。

賃料ですけれども、番号 57 番が高額でございますのは、ここの法人の拠点が隣にございますので、その点を加味して、賃料設定をされております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問等、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

丹波市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、丹波市内における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第 8 号 ～

○議長 議案第 8 号、丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 8 号説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 8 号、丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について、承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第8号は承認されました。

～ 議案第9号 ～

○議長 議案第9号、丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第9号説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第9号、丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会規則の一部改正について、承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第9号は承認されました。

～ 議案第10号 ～

○議長 議案第10号、丹波市農業委員会総会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第10号説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第10号、丹波市農業委員会総会会議規則の一部改正について、承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第10号は承認されました。

～ 議案第11号 ～

○議長 議案第11号、丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員要綱の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第11号説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第１１号、丹波市農業委員会農地利用最適化推進委員要綱の一部改正について、承認することに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第１１号は承認されました。

～ 議案第１２号 ～

○議長 議案第１２号、丹波市農業委員会公印に関する規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１２号説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第１２号、丹波市農業委員会公印に関する規程の一部改正について、承認することに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第１２号は承認されました。

～ 議案第１３号 ～

○議長 議案第１３号、丹波市農地関係事務処理要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１３号説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第１３号、丹波市農地関係事務処理要領の一部改正について、承認することに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第１３号は承認されました。

～ 議案第１４号 ～

○議長 議案第１４号、農地法第３条の規定に係る審査等に関する丹波市農業委員会処理要綱の

一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第14号説明

○議長 事務局の説明が終わりました。

意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

農地法第3条の規定に係る審査等に関する丹波市農業委員会処理要綱の一部改正について、承認することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第14号は承認されました。

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 番号1番について、補足はございませんか。

○委員 5月の大雨で、畦畔が崩れて排水路が埋まったための修復工事をしようとするものです。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号3番、番号5番朗読

○議長 春日地域委員会から補足はございませんか。

質問等ありませんか。

○○委員。

○委員 すいません。番号1番ですけれども、これ高さ1.2メートルのかさ上げされるんですが、何を目的にされるのか、お聞きしたいです。

○議長 番号1番の目的について、担当委員、補足説明をお願いします。

○委員 番号1番ですか。

○議長 番号1番です。

○委員 番号1番は従来栗を植えておりますが、付近からの雨水が入ってきまして、栗が根腐れするということがございますので、隣接の土地と、同じくらいの高さにかさ上げしたいということでございます。

以上です。

○議長 ほかに、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号3番朗読

○議長 番号1番と番号3番ですね。それぞれ補足することはございませんか。

○委員 番号3番、〇〇が補足説明をします。

番号3番は、農業用施設等に転用するための届出ということになっておりまして、昭和40年頃に農業用倉庫となっております。

それにつきまして、始末書が添付されております。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 市島地域委員会から、補足はございませんか。

○委員 特にありません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

何か質問等はございませんか。

ないようでしたら、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、これをもちまして、本日の定例総会を閉じさせていただきます。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年6月26日

議 長 

議事録署名委員（13番委員） 

議事録署名委員（14番委員） 